

令和 7 年 3 月 1 日

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」
の適用による予定価格の設定について

国は、令和 6 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。

また、国は、令和元年 6 月に改正された、新・担い手 3 法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）により、公共工事品質確保法の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業者が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されたことを踏まえ、予定価格への新労務単価の早期適用等を、各自治体に対して要請しています。

千代田区は、この要請の趣旨を踏まえ、今後公表する工事案件については速やかに新労務単価を適用するとともに、既に公表しているものについては予定価格を修正します。また、これによらない場合は、契約後に特例措置で対応することとしますので、この詳細については、「「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」をご参照ください。

請負者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への適切な賃金水準の確保及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

問合せ 千代田区政策経営部契約課
(電話) 03-5211-4156

(様式)

年 月 日

千代田区契約担当者殿

(請負者)

所在地

事業者名

代表者名

印

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用
に係る特例措置による契約金額の変更について（協議）

下記の工事請負契約の変更について、「令和7年3月から適用する公共工事設計
労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、工事請負契約約款第58条により、契
約金額変更の協議をします。

記

1 件 名

2 契約番号

3 請負金額

4 契約締結日 年 月 日

5 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

6 誓 約

本協議に基づく契約金額の変更が成立した際には、下請企業との間で既に締結
している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準引上げ等について
適切に対応いたします。